

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	新事業・経営革新支援課
契約締結年月日	平成31年4月1日
契約者名	国立大学法人山梨大学
契約名	燃料電池関連製品開発及び医療機器設計開発人材養成講座開設事業業務委託契約
契約金額 (税込み)	31,006,474円
随意契約理由	<p>燃料電池関連製品開発人材養成講座において、国立大学法人山梨大学は、燃料電池ナノ材料研究センター及びクリーンエネルギー研究センターを有し、民間企業における燃料電池システムなどの開発経験者を含めた燃料電池の講師が存在する県内唯一の教育機関（大学）である。また、山梨大学燃料電池ナノ材料研究センターでは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から委託を受け、産業界のニーズを踏まえた燃料電池材料の開発に燃料電池システムメーカーや材料メーカーとの共同研究に取り組んでおり、業界動向や産業界の技術ニーズを熟知している。さらに様々な公開講座開催の実績があり、カリキュラムの作成や講座の運営について、十分な能力と実績が認められる。講座の開設に当たり、本事業の目的、事業内容を効果的かつ効率的に実施するには、上記のような資源（講師、施設設備等）や講座の実績を有する山梨大学に委託することが最も有効であり、金額では図れない効果が期待できる。</p> <p>医療機器設計開発人材養成講座において、国立大学法人山梨大学は、医学部（付属病院）、工学部を有し、医療機器開発に不可欠な医学、工学の講師が存在する県内唯一の教育機関（大学）である。また、様々な公開講座開催の実績があり、平成27年度及び平成28年度には本講座の管理運営について受託し、適正な業務を遂行してきており、カリキュラムの作成や講座の運営について、十分な能力と実績が認められる。さらに、山梨大学には、各学部がそれぞれ持つ技術シーズや研究成果、特許等を活用して企業との共同研究や産学連携プロジェクトの推進を図る「融合研究臨床応用推進センター」が設置され、当センターが中心となり、県内中小企業等と連携して、医療現場の課題やニーズを踏まえた医療機器の開発に取り組んでいる。</p> <p>講座の開設に当たり、本事業の目的、事業内容を効果的</p>

	かつ効率的に実施するには、上記のような資源（講師、施設設備等）や講座の実績を有する山梨大学に委託することが最も有効であり、金額では図れない効果が期待できる。以上の理由により、本事業を効率的かつ効果的に実施できる団体は、国立大学法人山梨大学以外はない。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号